宅地建物取引士資格登録簿の変更登録

氏名、住所、本籍、従事先に変更があった場合は、遅滞なく変更の登録をしなければなりません。
宅地建物取引業者（従事先の会社）が行う変更届は、宅建業者として免許を受けた大臣・知事に申請するものであり、それにより取引士資格登録簿の内容が自動的に変更することはありません。
取引士資格登録（取引士証の交付を受けていなくても）をしている本人の変更登録申請が必要 です。

●変更登録申請　下記の1～3.を郵送してください。

（各申請書は、京都府のホームページからダウンロードできます。）

1. 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第7号）2部

申請書右上の記入年月日、申請者欄の氏名、生年月日、申請時の登録番号を記入いただき、
項番11～14の**変更のあった事項**を記入してください。

2. 添付書類　原本1部（変更内容に即した証明書）

変更内容		添付書類 発行3ヶ月以内のもの	注　意　事　項
氏名		戸籍抄本 外国籍の方は住民票	取引士登録上の氏名・通称名からの変更事項［変更前・変更後の氏名(通称名）・変更年月日等］が全て記載されているもの。 各市町村の証明書交付窓口で確認してください。 **・様式第7号　項番11を記入** **※同時に裏面（注1）取引士証書換え交付申請が必要です。**
住所		住民票又は戸籍の附票等 外国籍の方は住民票	取引士登録上の住所からの変更事項［変更前・変更後の住所・変更年月日等］が全て記載されているもの。複数回変更している場合は、その全ての変更履歴が記載されているもの。 各市町村の証明書交付窓口で確認してください。 外国籍の方で住民票に前住所が記載されていない場合は、京都府（電話 075-414-5343）へ問い合わせてください。 **・様式第7号　項番12を記入** **※同時に裏面（注2）取引士証書換え交付（裏面）申請が必要です。**
本籍		戸籍抄本	登録上の本籍から変更事項［変更前・変更後の本籍・変更年月日等］が全て記載されているもの。 外国籍の方が日本国籍を取得された場合も、従前の国籍と現本籍・変更年月日の確認ができるものが必要となります。 各市町村の証明書交付窓口で確認してください。 **・様式第7号　項番13を記入**
従事先	就職 退職	就職（入社・在籍）証明書等 退職証明書　等	所定の様式はありませんが、**就職日・宅建業務従事開始日・退職日**、本人の氏名、住所、生年月日、取引士登録番号、会社の商号、所在地、**宅建業免許証番号、代表者氏名の記載、代表者印の押印**が必要です。 **・様式第7号　項番14（就職は変更後・退職は変更前）を記入**
	出向 ・ 出向解除	他社への出向の場合 出向証明書　等	出向元が証明（内容は上記に準じるが、出向先、出向期間の記載が必要）するもの。 **・様式第7号　項番14を記入**
		自社へ戻る場合 出向解除証明書　等	出向元が証明（内容は上記に準じるが、出向先、出向解除年月日の記載が必要）するもの。 **・様式第7号　項番14を記入**

3. 返信用封筒（住所・氏名を記入したもの）

・本籍又は従事先を変更登録される方は、110円分の切手を貼付してください。

・氏名又は住所を変更登録される方は、460円分の切手を貼付してください。

（注1）氏名変更…取引士証を作り替えます。申請書到着後、新取引士証の交付には**約3週間**を要します。

〈取引士証書換え交付申請〉

1. 宅地建物取引士証書換え交付申請書（様式第7号の4） 1部

2. 証明写真1枚　　サイズ縦3㎝×横2.4㎝

無背景のカラー証明写真（申請前6ヶ月以内に撮影した、正面、上半身、無帽のもの）

3. 取引士証

業務で必要のない方は、取引士証を同封してください。

業務で必要な方は、協会までお問い合わせください。

（注2）住所変更…取引士証の裏面に新住所を裏書します。申請書到着後**約3日**を要します。

〈取引士証書換え交付（裏書）申請〉

1. 宅地建物取引士証書換え交付申請書（様式第7号の4） 1部

2. 取引士証

【申請先】

〒604-8112
京都市中京区柳馬場通三条下ル槌屋町98-2
全日京都会館
公益社団法人全日本不動産協会　京都府本部
変更登録　係

〒602-0915
京都市上京区中立売通室町西入三丁町
453-3
公益社団法人京都府宅地建物取引業協会
変更登録　係

取引士資格登録の移転・死亡等の届出

登録の移転・死亡等の届けの提出先は、京都府建築指導課宅建業係（075-414-5343）です。
手続きの詳細は、京都府のホームページ「宅地建物取引士資格登録を受けた後の注意事項について」をご覧ください。